

# 第9次京都府高齢者健康福祉計画(中間案)に対する府民意見募集の結果

- 1 意見募集期間 令和2年12月17日～令和3年1月7日  
 2 意見提出者数 5個人・1団体 計16件  
 3 ご意見(ご提案)の要旨と京都府の考え方

番号	項目	ご意見(ご提案)の趣旨	京都府の考え方
1	第1章 計画の策定に当たって	○毎年度の指標を設定し、公表いただきたい。毎年度、推進会議に諮ってPDCA作業を行っていただきたい。	○成果指標は、できる限り各年度毎に設定し、計画に記載して公表します。また、指標に基づいて毎年度評価を行い、評価結果を高齢者サービス総合調整推進会議において報告するとともに京都府ホームページで公表し、PDCAサイクルを推進して取組の改善を図ってまいります。
2	第6章 認知症施策の推進	○若年性認知症は、体力があり若いという事や、同世代の方は社会人として職場や地域で活躍されている方もおり、発症し診断を受けた時の驚きと不安は計り知れないと考える。早期の受診により症状の進行を遅らせ、できるだけ長く就労したり、社会参加や家族とともにいる時間を持つことが大事。職場においては、勤務時間の短縮や休憩時間をまめにとり、勤務に入る時と休憩の際に声掛けしてもらうなどの配慮が必要。症状や適性に応じた仕事を考える必要がある。	○京都府では、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、関係機関や勤務先などとも連携しながら、若年性認知症の方やそのご家族からの相談対応や、就労継続のための支援、症状や適性、希望に応じた社会参加の支援などを行っているところです。 また、医療・介護に加え、障害者福祉、雇用など若年性認知症支援に関わる団体から構成する支援ネットワーク会議を開催し、関係団体の連携による取組の検討、支援者向けの研修などを実施しているところであり、引き続き、若年性認知症施策の強化に努めてまいります。
3	第7章 総合リハビリテーションの推進	○脳血管性疾患の発症後、早期に治療、リハビリテーションを開始し、自宅に戻った後も残存機能を活かして、できる事を積極的に行いながら診察やリハビリテーションを継続し、生活の維持、向上を目指せるようにしていただきたい。 脳血管性疾患を発症する兆候を知る事で、本人や家族も早期発見ができる。普段からの食生活を含めた自己管理に留意し、発症後早期にリハビリテーションを開始する事で、後遺症の軽減につながるようにしていただきたい。 様々な障がいを持つ人に対応できるリハビリテーション施設、専門職員が必要。	○脳血管疾患等の発症後における早期リハビリテーションや、医療機関から在宅まで切れ目のないリハビリテーションの提供、また失語症や高次脳機能障害など様々な障害を持つ方に対応出来るリハビリテーション専門職の確保や施設等の充実を図り、生活の質の向上や社会参加が出来るよう、取組を進めてまいります。
4	第10章 介護予防・健康づくりの充実と高齢になっても生きがいを持って活躍できる地域づくり	○「1(3)PDCAサイクルに基づく効果的な介護予防事業の推進」における〔現状及び課題〕の記述を充実させるべき。	○高齢者の介護予防と保健事業を一体的に推進するため、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職が関与して、高齢者の生活機能の改善、自立支援に資する取組を推進することとしており、計画に記載することとします。
5	第10章 介護予防・健康づくりの充実と高齢になっても生きがいを持って活躍できる地域づくり	○「1(5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進」における〔今後の取組〕について、「支援」や「人材確保」に重点を置いた記述とすべき。	○高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進するため、市町村内の連携体制の構築や、医療専門職(保健師、歯科衛生士、栄養士等)養成を進めることとしており、計画に記載することとします。
6	第10章 介護予防・健康づくりの充実と高齢になっても生きがいを持って活躍できる地域づくり	○「2(4)国民健康保険をはじめとする各医療保険者の保健事業」における〔今後の取組〕について、後期高齢者の保健事業と介護保険の地域支援事業では対象が狭い。国保の保健事業や、地域支援事業外の介護予防なども含まれる。第10章全体の文章の精査が必要。	○後期高齢者の保健事業と地域支援事業の介護予防のほか、国保等の医療保険者による保健事業や、市町村が住民を対象に実施する健康づくりや介護予防の取組を含む記載としており、引き続き関係者が連携して取組を推進してまいります。
7	第10章 介護予防・健康づくりの充実と高齢になっても生きがいを持って活躍できる地域づくり	○高齢者の社会参加の推進や生涯学習等に係る講習会について、オンラインによる実施も検討すべき。	○高齢者の社会参加の推進や生涯学習等に係る講習会については、各事業主体において、パソコンやスマートフォン等での動画視聴などの取組が進められているところであり、今後も取組を広げてまいります。

番号	項目	ご意見（ご提案）の趣旨	京都府の考え方
8	第10章 介護予防・健康づくりの充実と高齢になっても生きがいをもち活躍できる地域づくり	○高齢者が仕事にやりがいや活力を求め、活躍することはいい事だが、少しずつ体力や注意力の衰えが見られる年齢なので、無理強いすることなくできる範囲で仕事に励んでいただきたい。雇用契約の際に、高齢者が体力に余裕を持って出来、週5日の出勤にこだわらず、休憩をとりながら気軽にできる仕事を、職場の方と考えてほしい。（就労する高齢者への）健康診断の義務化など、健康管理に気をつけていただきたい。	○短時間正社員制度や時間単位の年次有給休暇制度の導入など、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、従業員自らが選択できる職場環境づくりを推進しており、令和元年度に「多様な働き方推進事業費補助金」を創設し、府内中小企業等の多様な働き方の推進に向けた取組を支援しているところです。また、京都府中小企業人材確保・多様な働き方推進センターでは、子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言の取組を進めており、多様な働き方の実現と人材の確保・定着のための取組を通して、シニア世代の方にとっても、就労しやすく、活躍できる職場労働環境改善を進めてまいります。
9	第11章 高齢者の安心・安全な日常生活を支える取組の推進	○在宅で介護を受けている高齢者（例えば要介護3～5）は、福祉避難所への避難が必要だと思いが、障害者も含めた受入能力は確保されているか。コロナ新型肺炎を考慮すれば、受入能力はどうなるのか。不足するとすればどのような対応をとるか。私が居住する市では、避難行動要支援者名簿の登録率が低く、また個別計画の作成も進まず取組が止まっている。府は、（避難行動要支援者名簿の）登録率の向上と個別計画の作成のためにどんな取組をするか、明記をお願いしたい。	○福祉避難所は、その多くが社会福祉施設に設置されていることから、社会福祉施設における資機材の整備や施設改修など、感染防止対策の取組を支援しているところです。また、市町村に対してこれまでから、個別避難計画策定の徹底を呼びかけてきたところであり、今後も、先進的な取組事例を紹介するなど、策定に向けた支援を行ってまいります。
10	第11章 高齢者の安心・安全な日常生活を支える取組の推進	○平成28年に成年後見制度利用促進法が施行され、翌29年3月にはその基本計画（平成29～令和3年度）が閣議決定された。基本計画では、都道府県には「府全体の施策の推進や国との連携確保において、主導的役割を果たすこと」が求められているが、本計画の記述は非常に弱い。 例えば、「市民後見人の養成の促進」について、前計画にもうたわれているのであれば、府はこのためにどんなことをしたか。「養成するのは市町村」と言わずに、府の取組として、「圏域ごとに府が養成する」と記載いただきたい。この養成は後述の法人後見で活動する人材も含む。 中核機関について、「説明会や事例紹介、個別助言」では主導的役割にはほど遠い。国も、「中核機関は複数市町村もあり」としており、府内各圏域に府が主体的につくっていくことを打ち出してほしい。 府民が、府内全域で身近に後見人が確保できることが必要。そのためには、市町村社会福祉協議会の法人後見を進めることが有効な手法。府社協を「進めていく」としており、「府社協と連携して社協の法人後見体制の確立に取り組む」ことを明記いただきたい。	○これまでから、家庭裁判所や専門職団体とも連携し、成年後見制度の利用促進に努めてきたところですが、御意見を踏まえ、市民後見人の養成や活動を支える仕組みづくり、中核機関設立へ向けた支援等について記載することとします。 社会福祉協議会の法人後見体制についても、当該市町村の実情に合わせて適宜支援を行ってまいります。
11	第11章 高齢者の安心・安全な日常生活を支える取組の推進	○ヤングケアラーの存在が問題になっている。埼玉県ではヤングケアラーの調査を行っており、当事者が多く抱えていることがわかった。京都府でもヤングケアラーの実態調査を行い、介護が必要な家族への支援と、中学生、高校生の教育機会の保障、安心して生活できる環境を守る必要がある。	○ヤングケアラーについては、今年度実施される国の実態調査の結果を踏まえ、今後、幅広い支援策を検討していくこととしており、その旨計画に記載することとします。
12	第11章 高齢者の安心・安全な日常生活を支える取組の推進	○晩婚化により、育児と介護の両立を担うダブルケアが問題になる。要介護認定を受けて親に合う介護サービスの利用、要介護度の重い親のショートステイの利用ができれば、一時的に介護負担の軽減になるが、介護サービスの利用は夫婦、親がともに生活環境が変化するため、お互いにしっかり話し合い、介護職員との信頼を大切にしたい。 保育所の利用は、京都市では待機児童ゼロと言われているが、育休や母親が退職して育児に専念している家族は数字（人数）に入っていないのではと思う。介護、育児に励む夫婦の苦勞を多くの方が理解し、住んでいる地域にある保育所などへ通所できるようにしていただきたい。	○ダブルケアに直面する方々への支援の充実に向けて、地域包括支援センター・子育て世代包括支援センターの職員等向けに、ダブルケアを抱える相談者に適切に対応するための研修を実施しています。 また、ダブルケア経験者をピアサポーターとして養成し、地域の居場所等に派遣する取組を進めており、計画に記載することとします。

番号	項目	ご意見（ご提案）の趣旨	京都府の考え方
13	第11章 高齢者の安心・安全な日常生活を支える取組の推進	<p>○「統計でみる府民のくらし令和元年度版」によると、京都府内の一般世帯のうち、ひとり親と子どもによるひとり親世帯は、平成12年に7.5%だったのが、平成27年に8.7%と増加している。ひとり親世帯のほとんどが母子ひとり親世帯で、多くの母親は非正規雇用で、経済的にも仕事と家事の両立が困難な世帯が多く、京都市ひとり親家庭センターゆめあすなど、府内の支援施設の相談などの利用や、児童扶養手当支給など経済的な支援が必要で、子どもの健全な成長と、ひとり親の介護、育児の負担軽減が大事。</p>	<p>○育児と介護をひとりで担うひとり親家庭に対しては、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金などによる経済的支援を行うとともに、仕事や疾病など、児童の養育が困難なときに家庭生活支援員を派遣する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」などの生活支援を行っているところです。今後もひとり親家庭の状況を把握し、必要な支援の充実に努めてまいります。</p>
14	第11章 高齢者の安心・安全な日常生活を支える取組の推進	<p>○図表11-6、介護、看護を理由に離職した人数（全国）によると、平成19年10月から29年9月までの10年間に全国で介護離職をされた方は毎年約10万人、約7割以上が女性との事。</p> <p>夫婦共働き世帯がほとんどを占める現在、家庭の収入の減少が大きくなる。40、50代で介護離職されると、将来にかかる支出や貯蓄不安、やりがいを持って働いてきた方なら、仕事を離れる喪失感がある。</p> <p>家庭を持つ方がいる一方で、50歳以上の未婚率の上昇で、親の介護を子が引き受ける場合もあり、離職してしまうと、親子ともに今後の生活が成り立たなくなる恐れがある。</p> <p>高齢サポート（地域包括支援センター）や府内の市区町村役場における介護、福祉の窓口業務で、介護離職ゼロに取り組む事が必要。</p> <p>企業も、働き方改革の視点で、介護によって就業に支障のある社員に、介護休暇を本人の都合に合わせて一括、分割の取得を前向きに行う事や、時短勤務など、様々な雇用のあり方の検討。社内で社員に介護離職ゼロの取組や、介護と仕事の両立の苦勞を知っていただく機会をつくる事。介護休暇取得を機に、親に合った介護サービス利用を進める事も大切。社内での介護と仕事の両立に取り組むハラスメント防止にも努めていただきたい。</p>	<p>○仕事と介護の両立を支援し、介護離職を防ぐため、京都府では、毎年約2千人のケアマネジャーに研修を行い、介護者の状況に十分に配慮したケアプランを策定するよう指導しています。</p> <p>また、市町村が行う介護者交流会やリフレッシュ事業を支援し、介護者の精神的な負担の軽減を図るとともに、地域包括支援センター等において、家族介護者への相談対応や、ショートステイ・地域密着型サービスなどの介護者の負担軽減につながるサービスの紹介等を行っています。</p> <p>さらに、ワーク・ライフ・バランス推進企業の宣言・認証により、仕事と介護等を両立しやすい職場環境の整備を進めているところです。</p>
15	第13章 高齢者が安心して暮らせる多様な住まい（施設・住宅）の整備	<p>○認知症高齢者グループホームでは、入所者それぞれの個室があるとの事だが、日中の生活や食事の際には広い部屋に集まる事と思う。要介護1～5までの自立度は様々だと思うが、食事の配膳や調理の手伝いを行う事で、自分の役目や仕事がある事を自覚され、やりがいを見つけ、グループホームでの生活の質の向上を職員の方も見守っていただきたい。</p> <p>グループホームは小規模の施設なので、入所者は少人数でも、今後、新型コロナウイルス感染症対策の継続に苦勞されるのではと心配する。家族などの面会者の訪問の中止や、日常生活の大きな変化に、入所者の不安から落ち着かない、外出しようとする、などの変化はないか注意し、保健所、保健センターもグループホームなどの小規模の施設に対する感染予防に関する指針を打ち出し、協力していただきたい。</p>	<p>○施設入所者が自立度に応じた様々な活動を行うことで、生活の質の向上が図れるよう、各施設において取組を進めていただくことは有効であると考えます。</p> <p>認知症グループホームなどの小規模な施設においても、日頃から一人一人のスタッフが感染防止のための対策に取り組めるよう、「介護現場における感染症対策の手引き」の周知・徹底を図るとともに、ウイルスを施設に持ち込まないための予防策、高齢者施設における新型コロナウイルス感染対応事例紹介など、テーマ別の研修動画をホームページに公開して、取組の推進を図っているところです。</p>
16	第13章 高齢者が安心して暮らせる多様な住まい（施設・住宅）の整備	<p>○今後、少子化や未婚率の上昇、年金の受給年齢の延長などで貧困層の高齢者単独世帯の増加が予想され、高齢者が安心して暮らせる住環境の保障を考えなければと思った。</p> <p>公営住宅の建替えや修繕、バリアフリー化など公営住宅の整備に加え、高齢者が公営住宅に引っ越して不安に思われる、住み慣れた街を離れ新しい場所で暮らし始めて近所を知っている人がいない、新たに地域の人間関係を作る難しさにどう対応するかが大事。近所付き合いだけでなく、病院や介護施設、スーパーマーケット、新しい生活に不安を感じる方が多いでしょう。孤独死やセルフネグレクトに気を付け、福祉施策との連携の一つに地域包括支援センターの見守り活動や、高齢者の方が頼れる介護、福祉の相談窓口の紹介も必要。</p>	<p>○高齢者の住まいについては、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの介護保険サービスの対象施設だけでなく、軽費老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の状態やニーズに応じた多様な住まいの確保を進めるとともに、住宅部門や市町村の相談窓口と連携し、わかりやすい情報提供を行ってまいります。</p> <p>また、高齢者の見守り活動については、市町村の実情に応じて、地域包括支援センター等が中心となって行われているところですが、必要な方へ必要な支援が行き届くよう、地域の仕組みづくりを推進してまいります。</p>